

「定住自立圏構想」の推進（H21～）

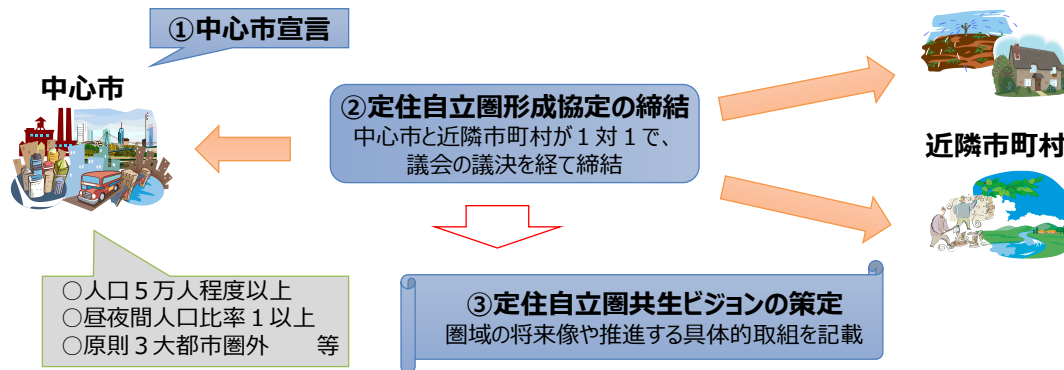
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

圏域に求められる役割

- ① 生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ② 結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③ **資源制約に対応するための圏域マネジメント等**（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい、**専門人材の共同確保・育成等**）

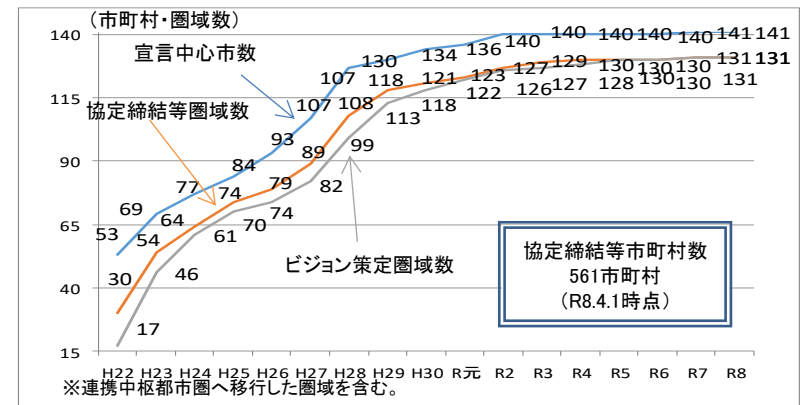
デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では「**定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である**」とされていることから、圏域における**デジタル技術を活用した取組を促進**する。

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

R8.4.1現在 131圏域



定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- 包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- 外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- 地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択